

<現行の被保険者証について>

Q 保険証はいつまで交付されるのか。

A 令和6年12月1日まで保険証の発行が可能です。交付日が基準となりますので、資格取得日が令和6年12月1日以前であっても、交付日が令和6年12月2日以降となる場合には、保険証は交付できません。

Q 保険証はいつまで使用できるか。

A 経過措置期間中である令和6年12月2日から令和7年12月1日まで使用できます。

任意継続被保険者の方は、「令和7年12月1日」「資格取得後2年」「75歳誕生日の前日」のいずれか早い日になります。

Q 氏名変更や破損・紛失の場合、再交付はできるのか。

A 令和6年12月2日以降、保険証の再交付はできません。マイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書の交付申請をしてください。

Q 保険証の回収は必要か。

A 令和7年12月1日までは保険証の回収をしてください。経過措置期間中においては従前と同じ取扱いとなるため、資格喪失届に添えて返納してください。経過措置終了以降（令和7年12月2日以降）、保険証は無効となるため回収不要です。本人において破棄をお願いします。

Q マイナ保険証を持っていないが、経過措置期間終了後（令和7年12月2日以降）はどうなるのか。

A 令和7年秋の時点で、当組合でマイナ保険証の保有状況を確認します。交付対象者確定後、事業所経由で資格確認書を一齐交付します。任意継続被保険者の方は自宅へ郵送します。

<資格確認書について>

Q 資格確認書が発行されるのは、どんな人か。

- A 以下のような特別な事情がある方が対象となります。
- ・ マイナンバーカードを取得していない者
  - ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
  - ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した者・登録解除者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者、マイナンバーカードの返納者
  - ・ 要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者）
  - ・ マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
  - ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある場合 等

Q 資格確認書には有効期限があるのか。

- A 発行日から最大3年（2年経過した後の初めて到来する11月末日）となります。但し、マイナ保険証を保有している方で、紛失等により一時的に交付する場合は短期の有効期限を設定します。

Q 経過措置期間中（令和6年12月2日から令和7年12月1日まで）に有効な現行の保険証を持っている方が、資格確認書の交付を希望した場合、発行されるのか。

- A 発行できません。

Q 資格確認書をき損・紛失した場合、再交付してもらえるのか。

- A 再交付できます。再交付申請をしてください。なお、有効期限は再交付する前の有効期限と変わりません。

Q 退職した際や資格確認書の有効期限を更新する際に、資格確認書を回収する必要があるのか。

- A 有効期限が到来した資格確認書は回収不要です。本人において破棄をお願いします。有効期限内に退職等で当組合の加入資格を喪失する場合は、回収してください。

Q 資格確認書が交付された後、マイナ保険証を取得した場合、資格確認書の返却は必要か。

- A 有効期限の到来をもって無効となるため返却の必要はありませんが、任意提出とします。

<資格情報のお知らせについて>

Q 退職時に資格情報のお知らせは返却するのか。

A 返却不要です。本人において破棄をお願いします。

Q 資格情報のお知らせをき損・紛失した場合、再交付してもらえるのか。

A 再交付できます。ただし、マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」により自身の資格情報を確認することができる方については、当該画面で代用可能なため申請不要です。スマートフォンをお持ちでない等マイナポータルで資格情報を確認できない場合は、再交付申請をしてください。

Q 氏名変更した場合、資格情報のお知らせは再交付されるのか。

A 再交付しませんので、マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」で代用してください。スマートフォンをお持ちでない等マイナポータルで資格情報を確認できない場合は、再交付申請をしてください。氏名変更前の資格情報のお知らせの添付は不要です。本人において破棄をお願いします。なお、氏名変更により資格確認書を交付する場合は、資格情報のお知らせは交付しません。

Q マイナ保険証を持っている人は、資格情報のお知らせを併せて持ち歩く必要があるのか。

A マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証だけで顔認証付きカードリーダー等のある医療機関を受診することが可能です。他方で、顔認証付きカードリーダー等マイナンバーカードを読み取る端末がない施設（オンライン資格確認等システムの義務化対象外施設、経過措置対象施設等）も一部存在するため、そういった医療機関を受診する際には、マイナンバーカードと併せて資格情報のお知らせも持参してください。なお、資格情報については、資格情報のお知らせだけでなく、マイナポータルにアクセスしてスマートフォン等の画面を提示することや、あらかじめダウンロードしたものを提示することも可能です。

<その他>

Q 令和6年12月2日以降、限度額適用認定申請書の申請は必要か。

A マイナ保険証をお持ちの方で、カードリーダーが利用できる医療機関で受診する場合には申請は不要です。マイナ保険証に限度額適用認定証の機能が含まれています。但し、住民税非課税による低所得者の適用区分を受けるためには、マイナ保険証の利用であっても当組合への申請は必要となりますのでご注意ください。当組合の事務処理が完了次第、マイナ保険証による受診時に減額認定の情報が反映されます。

資格確認書をお持ちの方、またはカードリーダーが使用できない医療機関で受診する場合には申請が必要です。申請に基づき限度額適用認定証を交付します。

Q 令和6年12月2日以降、高齢受給者証の交付はあるか。

A 現行の保険証をお持ちの方（令和6年12月1日までに加入している方）には、高齢受給者証と資格情報のお知らせの両方を交付します。

現行の保険証をお持ちでない方（令和6年12月2日以降に加入した方）でマイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせを交付します（高齢受給者証は交付しません）。資格確認書をお持ちの方には、高齢受給者証を交付します。

※今後、国から示される省令、通達等により内容に変更が生じる可能性がありますので  
ご注意ください。

その他ご不明な点がございましたら、当組合までお問い合わせください。